

富士川町過疎地域持続的発展計画

令和3年度～令和7年度

山梨県南巨摩郡富士川町

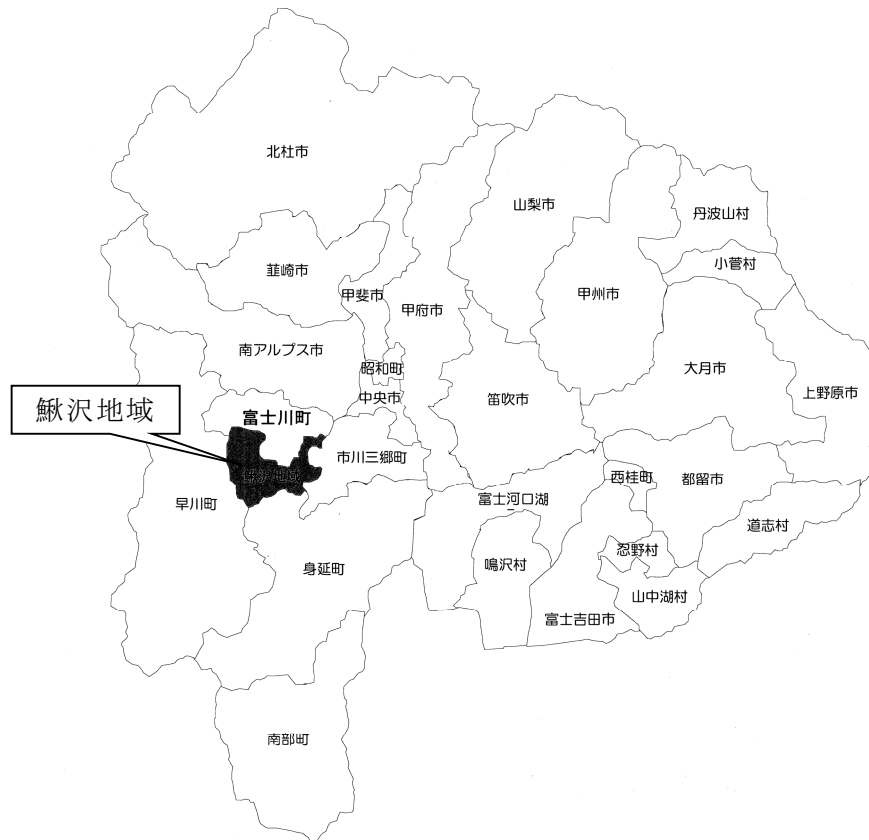
はじめに

1 趣旨

本計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）の施行に伴い、同法第8条第1項の規定により、必要な事項を定めるものである。

2 対象地域

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第3条第1項の規定により、一部過疎として富士川町鯉沢地域（旧鯉沢町の区域）を対象とします。



目 次

1 基本的事項

1. 富士川町鰯沢地域の概況	1
(1) 自然的、歴史的、社会的条件の概要	
(2) 過疎の状況	
(3) 社会的経済的発展の方向の概要	
2. 鰯沢地域における人口及び産業の推移と動向	3
3. 旧鰯沢町行財政の状況	7
4. 地域の持続的発展の基本方針	9
5. 地域の持続的発展のための基本目標	9
6. 計画の達成状況の評価に関する事項	9
7. 計画期間	10
8. 公共施設等総合管理計画との整合	10

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成、公共施設等総合管理計画等の整合

1. 現況と問題点	
(1) 定住化促進事業	10
(2) 地域間交流	11
2. その対策	
(1) 定住化促進事業	11
(2) 地域間交流	11
3. 事業計画	11
4. 公共施設等総合管理計画等の整合	11

3 産業の振興、産業振興促進事項

1. 現況と問題点	
(1) 商工業	11
(2) 農業	12
(3) 林業	12
(4) 観光	12
(5) その他	12
2. その対策	
(1) 商工業	12
(2) 農業	12
(3) 林業	13
(4) 観光	13
(5) その他	13
3. 事業計画	13
4. 産業振興促進事項	14

4 地域における情報化

1. 現況と問題点
 - (1) 情報・通信機能の充実…………… 14
2. その対策
 - (1) 情報・通信機能の充実…………… 14
3. 事業計画…………… 15

5 交通施設の整備、交通手段の確保

1. 現況と問題点
 - (1) 総合的な交通体系の確立…………… 15
2. その対策
 - (1) 総合的な交通体系の確立…………… 15
3. 事業計画…………… 16

6 生活環境の整備

1. 現況と問題点…………… 17
 - (1) 飲料水の安定供給…………… 17
 - (2) 下水道の整備…………… 17
 - (3) ごみ処理事業の拡充…………… 17
 - (4) し尿処理事業の拡充…………… 18
 - (5) 住生活の向上…………… 18
 - (6) 自然災害対策の充実…………… 18
 - (7) 消防力の充実…………… 19
2. その対策……………
 - (1) 飲用水の安定供給…………… 19
 - (2) 下水道の整備…………… 20
 - (3) ごみ処理事業の拡充…………… 20
 - (4) し尿処理事業の拡充…………… 20
 - (5) 住生活の向上…………… 20
 - (6) 自然災害対策の充実…………… 21
 - (7) 消防力の充実…………… 21
3. 事業計画…………… 21

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1. 現況と問題点
 - (1) 児童母子福祉の充実…………… 22
 - (2) 高齢者福祉の充実…………… 23
 - (3) 地域福祉の推進…………… 23
 - (4) 障害児者福祉の充実…………… 24
 - (5) 社会保障の充実…………… 24

2. その対策	
(1) 児童母子福祉の充実	25
(2) 高齢者福祉の充実	25
(3) 地域福祉の推進	25
(4) 障害児者福祉の充実	26
(5) 社会保障の充実	26
3. 事業計画	26
8 医療の確保	
1. 現況と問題点	
(1) 医療と地域福祉の推進	26
2. その対策	
(1) 医療と地域福祉の推進	27
3. 事業計画	28
9 教育の振興	
1. 現況と問題点	
(1) 幼児教育の充実	28
(2) 学校教育の充実	29
(3) 社会教育の充実	29
2. その対策	
(1) 幼児教育の充実	30
(2) 学校教育の充実	30
(3) 社会教育の充実	30
3. 事業計画	31
10 集落の整備	
1. 現況と問題点	
(1) 定住環境の充実	32
2. その対策	
(1) 定住環境の充実	32
3. 事業計画	32
11 地域文化の振興等	
1. 現況と問題点	
(1) 文化を育む	32
2. その対策	
(1) 文化を育む	33
3. 事業計画	33

12 再生可能エネルギーの利用の推進

1. 現況と問題点
 - (1) 太陽光発電施設…………… 34
 - (2) 小水力発電施設…………… 34
2. その対策
 - (1) 太陽光発電施設…………… 34
 - (2) 小水力発電施設…………… 34
3. 事業計画…………… 34

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

1. 現況と問題点
 - (1) 新たなコミュニティづくり…………… 34
 - (2) 住民参加によるまちづくり…………… 35
 - (3) その他地域の持続的発展に関し必要な事業…………… 35
2. その対策
 - (1) 新たなコミュニティづくり…………… 36
 - (2) 住民参加によるまちづくり…………… 36
 - (3) その他地域の持続的発展に関し必要な事業…………… 36
3. 事業計画…………… 36

事業計画（令和3年度～令和7年度）

- 過疎地域持続的発展特別事業分…………… 37

1 基本的事項

1. 富士川町鰐沢地域の概況

(1) 自然的、歴史的、社会的条件の概要

ア 自然的条件

富士川町は、県の南西部にあり、甲府盆地の南端に位置し、東経 138° 27′ 55″、北緯 35° 33′ 30″、標高 258m（役場位置）、東西 14.35 km、南北 16.3 km、総面積 111.98 km² であります。

鰐沢地域は、富士川町の南部にあり、東西 10.8 km、南北 8.3 km、面積 46.81 km² であります。北西部及び南部は、赤石山系の前衛の山並みに囲まれ、地域面積の約 81.9%は傾斜地で、東部を富士川が南北に縦貫し、中央部を大柳川が東に流れ富士川に合流しています。

また、面積の 85.0%が森林で、農用地は 1.3%、宅地は 1.6%となっています。

イ 歴史的条件

鰐沢地域は、明治 29 年 8 月、県下に先駆けて町制を施行し、江戸時代のはじめ(1614 年)から富士身延鉄道（現 JR 身延線）が開通するまで(1928 年)のおよそ 300 年間、富士川舟運の起点として、太平洋沿岸の物資と甲州・信州など内陸部の物資が行き交う交易の地として賑わいを見せました。

昭和 30 年、五開村と合併して新「鰐沢町」となり、翌昭和 31 年大同村の一部（鹿島地区）を分村合併、さらに昭和 33 年市川大門町の一部（駅前通地区）が境界変更により編入などを経て、平成 22 年 3 月 8 日、増穂町との新設合併により「富士川町」となりました。

ウ 社会的条件

鰐沢地域へは、中部横断自動車道の増穂インターチェンジの開通により、首都圏からの所要時間は 2 時間程度であります。また、令和 3 年 8 月 29 日に中部横断自動車道の南部 IC と下部温泉・早川 IC 間の開通により、新東名高速とつながったことから、静岡など東海方面からのアクセス向上も期待されるところであります。一般主要道としては、甲西道路及び県道 42 号線が南北に縦貫し、北は南アルプス市を経て韮崎市と、南は身延町、南部町を経て静岡県静岡市と結ばれています。このほか、県道十谷鬼島線、県道高下鰐沢線、県道市川三郷鰐沢線が幹線道路として町内外を結んでいます。鉄道は、JR 身延線の鰐沢口駅、市川大門駅等が最寄りであります。

(2) 過疎の状況

ア 人口の動向

平成 27 年国勢調査における鰐沢地域の人口は、3,443 人で県人口の 0.41%、世帯数は、1,266 世帯でともに減少傾向にありますが、世帯数の減少は人口における割合よりも若干小さくなっています。人口は、昭和 60 年から平成 2 年、平成 2 年から平成 7 年と 5~8% の減少率で推移してきましたが、平成 7 年から平成 17 年には 3~4% の減少率となり、減少傾向はやや鈍化傾向にありましたが、平成 17 年から平成 27 年までの間の減少率は 19.81% と急激な減少傾向にあります。

イ これまでの対策

鰐沢地域は、平成 2 年に「過疎地域活性化特別措置法」による「過疎市町村」の指定を受け、それ以降、特に過疎化の進行が著しい山間集落を中心に、財源に過疎債などを活用しながら積極的に過疎対策事業を実施してきました。

○産業の振興では、中山間地域の農道及び水路の整備や、観光施設整備を中心に事業を行ってきました。

○交通通信体系の整備では、地域内の町道、農道、林道など、基幹道路の整備を重点的に行い、併せて、デマンドバスの整備や防災行政無線の整備を行ってきました。

○生活環境の整備では、簡易水道施設やリサイクルステーション、消防施設の整備などを中心に事業を行ってきました。

○高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進では、配食サービス事業、ふれあいサロン事業、学童保育事業、母子保健づくり事業、福祉センター施設整備を行ってきました。

○医療の確保では、防災ヘリコプター離着陸場整備事業、保健衛生事業、いきいき健康づくり事業、結核予防事業、肝がん検診事業を行ってきました。

○教育の振興では、スクールバスの整備及び運行事業、校舎耐震化、中学校屋根防水工事、小中学校エアコン整備、小中学校太陽光発電設備整備、公園整備、図書館整備、外国語指導助手派遣事業を行ってきました。

○集落の整備では、宅地分譲事業を行ってきました。

(3) 社会的経済的発展の方向の概要

ア 産業構造の変化

鰯沢地域の構造は、昭和40年以降、就業者数の減少の著しい産業は第1次産業及び第2次産業です。

また、第3次産業就業者のうち、卸・小売業就業者は減少し、サービス業、公務員その他が増加する傾向にあります。

鰯沢地域のような山間農業地帯においては、農業離れは集落機能の低下を招き、過疎化の進行に拍車をかける原因ともなり、まちづくりを進めるうえからも重要な課題です。

また、農業就業者の大半が高齢者で占められ、女性への労力依存度も高く、後継者の育成・確保が最大の課題です。

かつて、鰯沢地域の基幹作物は養蚕と水稻でありましたが、養蚕は絹需要の衰退等を背景として低迷を続け、従事者の高齢化とともに離蚕、離農が進みました。

また、土地利用の面からも遊休桑園が増大し、無秩序の林地化が進むなど、農地の荒廃をきたしています。水稻は、富士川、大柳川、小柳川、及び畔沢川流域のわずかな平坦地に作付けされていますが、棚田式で1戸当たりの作付面積は極めて零細で、その多くが自家消費米となっています。

現在、森林面積は3,972haで、これは鰯沢地域の総面積の約85%にあたります。所有形態は、官行造林17ha、県有林1,921ha、民有林2,034haであり、国・県有林が49%と約半分を占めています。また民有林の中にも、財産区有林や保安林など、個別経営の難しい林地が多く、経済林として利用可能な面積が少ないため、経営規模の拡大は困難となっています。

鰯沢地域の工業は従業員10名以下の小規模企業で、その多くが家内工業的な事業所です。このため、事業内容も下請け、孫請けが大半で景気の動向に左右されやすく、事業所数も減少傾向にあります。

さらに、地場産業である硯の製造も需要の低迷や後継者不足など、じり貧傾向となっています。

商業は中心市街地の県道42号線沿線1km程の間に最も商店が集積しており、商店数は減少を見ましたが、ここ数年は微減となっています。しかし、後継者不足は否めず、甲西道路、中部横断自動車道の整備に伴う交通量の減少、近隣への大型ショッピングモールの進出などを考慮すると、町内消費の流出によるさらなる商店数の減少は避けられ

ず、今後も空洞化が進行することが予測されます。

今後、町外流出をくい止め、他市町村からの流入を図るなど、新たな集客を生み出す視点が必要であります。

観光は、四季折々に風情のある大柳川溪谷やさくらの名所として知名度の高い大法師公園などを中心に短期滞在型、立ち寄り型であります。

また、大柳川ライン沿いに町営の「かじかの湯」や「つくたべかん」、といった交流施設があり、農村観光情報の発信地として過疎地域の活性化に大きく貢献しています。

このように産業はひとつおりに存在していますが、経営規模は零細で、後継者不足など多くの難題を抱えています。しかしながら、農業法人による菌茸類の栽培やシイタケ等の菌床栽培も軌道にのり、町営施設への供給や町外への販路拡大など、前向きな取り組みをしています。

2. 鯉沢地域における人口及び産業の推移と動向

鯉沢地域の人口は、昭和33年の8,350人をピークに、それ以降は減少の一途をたどっています。一般に市街地より農山村地域における減少傾向が大きく、この地域でも同様に市街地から離れるほど、また国・県道から離れた山間地域ほど減少傾向が大きくなっています。

鯉沢地域の土地利用を大きく捉えると、北東部で商業、業務機能が集積した中心市街地を形成する本町地区と、東部を縦貫する富士川とこれに注ぐ小柳川、大柳川流域に集落が点在する農業地帯の中部地区、それに大柳川流域の標高340mから900m程の間に点在する、典型的山村地域の五開地区の3つに大別されます。

地区ごとの人口と世帯数の推移を見ると減少傾向にあります。人口の分布を見ると本町地区に全体の7割以上が集中しています。年齢構成を見ると高齢者の比率が38.11%となっており、高齢化が深刻な問題となっています。また、年少人口（15歳未満人口）は平成7年から平成17年は8.21%減であったものの、平成17年から平成27年は44.25%減少しています。生産年齢人口（15歳以上65歳未満人口）と合わせ、年少人口の割合が低く、少子高齢化が顕著となっています。

次に産業別人口をみると、全就業者数の6割以上が第3次産業で占められ、第2次産業、第1次産業の順となっています。第1次産業は、昭和35年に全就業者の35.58%でしたが、平成27年には、町全体で4.08%と著しく減少しています。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査) 【町全体】

区分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 7 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	21,558	19,234	-10.78	17,629	-8.34	17,405	-1.27	15,294	-12.12
0 歳～14 歳	6,542	4,482	-31.48	2,792	-37.70	2,440	-12.60	1,751	-28.23
15 歳～64 歳	13,325	12,330	-7.46	11,018	-10.64	10,325	-6.28	8,618	-16.53
うち 15 歳～ 29 歳(a)	4,826	3,752	-22.25	3,088	-17.69	2,532	-18.00	1,948	-23.06
65 歳以上	1,691	2,422	43.22	3,819	42.32	4,640	21.49	4,920	6.03
(a)/総数 若年者比率	22.39	19.51	-	17.52	-	14.55	-	12.74	-
(b)/総数 高齢者者比率	7.84	12.59	-	21.66	-	26.66	-	32.17	-

表 1-1 (2) 人口の推移 (国勢調査) 【鯉沢地域】

区分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 7 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	7,562	6,163	-18.50	4,610	-25.19	4,294	-6.85	3,443	-19.81
0 歳～14 歳	2,287	1,428	-37.56	645	-54.83	592	-8.21	330	-44.25
15 歳～64 歳	4,667	3,916	-16.09	2,840	-27.47	2,333	-17.85	1,799	-22.88
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	1,657	1,136	-31.44	831	-26.84	541	-34.89	440	-18.66
65 歳以上	608	819	34.70	1,125	37.36	1,369	21.68	1,312	-4.16
(a)/総数 若年者比率	21.91	18.43	-	18.03	-	12.60	-	12.78	-
(b)/総数 高齢者者比率	8.04	13.29	-	24.40	-	31.88	-	38.11	-

表 1-1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳) 【町全体】

区分	平成 12 年 3 月 31 日現在		平成 17 年 3 月 31 日現在		平成 27 年 3 月 31 日現在	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
総数	17,943	-	17,796	-	16,009	-
男	8,719	48.59	8,665	48.69	7,767	48.51
女	9,224	51.41	9,131	51.31	8,242	51.49

表 1-1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳) 【鯉沢地域】

区分	平成 12 年 3 月 31 日現在		平成 17 年 3 月 31 日現在		平成 27 年 3 月 31 日現在	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
総数	4,543	-	4,458	-	3,538	-
男	2,159	47.52	2,122	47.60	1,671	47.23
女	2,384	52.48	2,336	52.40	1,867	52.77

表 1-1 (3) 産業別人口の推移 (国勢調査) 【町全体】

区分	昭和 35 年	昭和 55 年		平成 7 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	10,802	9,744	-9.79	9,365	-3.88	8,748	-6.58	7,645	-12.68
第 1 次産業 就業人口比率	42.36	13.84	-	6.90	-	6.90	-	4.08	-
第 2 次産業 就業人口比率	27.46	38.24	-	42.43	-	42.43	-	32.24	-
第 3 次産業 就業人口比率	30.18	43.03	-	48.44	-	48.44	-	62.99	-

※実数は、合併前の「増穂町」「鯉沢町」の合算数値

表 1-1 (3) 産業別人口の推移 (国勢調査) 【鯉沢地域】

区分	昭和 35 年	昭和 55 年		平成 7 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率		
総数	3,704	2,845	-23.19	2,326	-18.24	1,924	-17.28		
第 1 次産業 就業人口比率	35.58	10.72	-	2.71	-	2.10	-		
第 2 次産業 就業人口比率	27.51	37.93	-	40.20	-	32.69	-		
第 3 次産業 就業人口比率	36.91	51.32	-	57.00	-	65.23	-		

3. 旧鯉沢町行財政の状況

鯉沢地域の公共施設は、道路橋梁、給水施設のほか、教育文化会館、保育所 1、小学校 1、中学校 1、町民会館、町民プール 2、都市公園 2、農村公園 2、および町営・町有住宅 201 戸、かじかの湯、つくたべかん、歴史文化施設（仮称）などを有しています。

広域行政は、峡南広域行政組合に加入し、消防、情報センター業務などを共同で行っています。また、ゴミ処理は、中巨摩地区広域事務組合に業務参加しています。さらに、し尿処理事業は、1 市 2 町（南アルプス市、富士川町、市川三郷町）で、火葬事業は 2 市 3 町（南アルプス市、中央市、富士川町、市川三郷町、昭和町）で、ともに三郡衛生組合を設置し、業務処理の共同化、集約化による経費削減、事務の合理化を図っています。

社会構造の多様化、複雑化と事務処理のよりスピード化を要求されるなかで、住民がより必要とするサービスを提供するため、住民が納得する公費負担で支えることを目標として、組織、機構の簡素化、ICT の推進、定員管理の適正化ならびに公共施設の合理的運営に努めています。

地域住民の生活様式は、ますます多様化するとともに、住民の行政に対する需要は複雑かつ多岐に及んでいます。なかでも、急速に高齢化の進む鯉沢地域では、高齢者の健康維持、福祉の推進についてさらなる行政支援が必要と考えられます。このような状況にあつて、住民の要請に応え、快適かつ十分な住民サービスを提供するとともに、効率的な行政を展開していくために、公費負担の適正化を図りつつ、長期的展望と広域的視野から行政運営の徹底的な近代化・合理化を進めていきます。

福祉の充実・向上は行政だけの力では達成できるものではなく、住民自らのまちづくりへの努力と地域社会の連帯感、住民の社会的責任などが混然一体となって初めて可能となります。したがって、行政と住民及び住民相互の心のふれあいを一層強固なものにするよう努めることとします。

また、地方財政の運営は、ますます厳しさを増すものと予想されます。このため、徹底した事業評価を行い、地域の実情に応じた創意工夫と経営感覚を活かし、民間の総意と活力に期待すべき分野を明確にし、長期的な計画に基づき、適正な予算の執行を行うよう努めていきます。

さらに、産業の振興と観光資源の活用を通じ都市との交流を図り、就業の場の確保を通して労働意欲と所得の向上に努め、税収の伸長・収納の確保を図るとともに、税外収入は、受益者負担の原則による料金の適正化を図ることによって自主財源を強化し、財政運営に活力を与え、安定した行財政推進の柱としていきます。

表 1-2 財政の状況

(単位：千円)

区分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	8,403,449	7,806,207	9,459,158
一般財源	5,114,524	5,255,689	5,029,413
国庫支出金	1,034,415	664,489	760,575
都道府県支出金	465,599	421,757	444,810
地方債	690,400	653,600	955,100
(うち過疎債)	200,800	102,000	112,100
その他	1,098,511	810,672	2,269,260
歳出総額 B	8,038,819	7,432,581	9,001,642
義務的経費	2,934,437	2,818,910	2,948,301
投資的経費	1,540,179	792,110	1,767,051
(うち普通建設事業)	1,539,172	774,648	1,669,876
その他	3,564,203	3,821,561	4,296,290
過疎対策事業費	378,635	120,660	128,312
歳入歳出差引額 C (A-B)	364,630	373,626	457,516
翌年度へ繰り越すべき財源 D	110,161	49,589	40,606
実質収支 C-D	254,469	324,037	416,910
財政力指数	0.381	0.368	0.361
公債費負担比率	13.7	13.1	14.5
実質公債費率	—	9.6	12.1
起債制限費比率	6.4	—	—
経常支出比率	81.3	76.8	79.6
将来負担比率	—	—	58.0
地方債現在高	7,799,551	7,859,023	7,920,358

地方財政状況調

表 1-3 施設整備の状況

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
	旧鰯沢町			富士川町	
市町村道	61,156	63,255	63,846	207,454	208,978
改良率 (%)	17.1	34.2	43.8	50.7	52.5
舗装率 (%)	36.9	61.6	74.7	84.0	84.9
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	131.0	136.8	101.8	135.3	
林野 1ha 当たり林道延長	4.8	9.5	13.4	14.1	
水道普及率 (%)	88.7	89.7	91.3	99.0	99.0
水洗化率 (%)	不明	不明	75.7	84.3	93.7
人口千人当たり病院、診療所の 病床数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

公共施設状況調

4. 地域の持続的発展の基本方針

本町では、『第二次富士川町総合計画』（以下「総合計画」という。）において「暮らしと自然が輝く 交流のまち」を将来像に掲げています。

総合計画では、次の6つの基本目標を定めて、総合的に施策を展開していきます。

1. 力を合わせともに支え合うまちづくり
2. 豊かな人材と文化を育むまちづくり
3. 健やかで笑顔があふれるまちづくり
4. 安全・安心で生活の質が高いまちづくり
5. 力強い産業と魅力にあふれたまちづくり
6. 活力を生み出す都市基盤が整ったまちづくり

この6つの柱を実現するために、“未来への視点”を定めてまちづくりを展開することとしています。

町が、未来に向けて確かな歩みのもとに、持続的に発展していくためには、住民一人ひとりが、地域に誇りと愛着を感じながら、この地で生きていくことを自覚し、さまざまなアイデアを出し合いながら、キラリと光る個性と魅力のあるまちを、みんなで創りあげていくことが重要であります。

鰍沢地域をめぐる諸情勢は、過疎法の対策により一定の成果をあげてきましたが、依然として過疎化は進行しており、多くの問題を抱えています。

近年の傾向として、交流人口の拡大、情報通信の発達、価値観の多様化等、時代の潮流は大きく変化しており、過疎地域は、美しく風格ある国づくりへの寄与、少子高齢化対策の手本としての役割等新たな役割を果たしていくことが求められています。

鰍沢地域においても個性豊かな地域づくりとして、豊かな自然環境等の地域資源を活かした美しい景観の整備、地域文化の振興等による風格ある地域社会の形成、地域間交流と定住の促進、企業の誘致等による地域の持続的発展、子育て支援、高齢者の保健及び福祉の向上及び増進等に取り組むことが必要であり、とりわけ生活交通、安心・安全な暮らしの確保については、重要な課題の一つであり、その対策が求められています。

このような現況を踏まえ、持続的発展の基本方針を定め、次のような地域整備を進めていくこととします。

5. 地域の持続的発展のための基本目標

基本方針に基づき、令和7年度の目標を次のとおり設定します。

○人口に関する目標

目標：社会減を2025（令和7）年度末までに半減

（基準値：2020（令和2）年度中の社会増減：△109人）

（目標値：2025（令和7）年度中の社会増減：△55人）

6. 計画の達成状況の評価に関する事項

過疎計画における基本目標については、5. に示したとおりであり、その実現のために中山間地域住宅用地取得費補助制度、空き家バンク制度、定住奨励金制度など、各施策ごとに5年間の数値目標を設定し、それを検証・評価、進捗管理や改善をすることで次世代につながる仕組み（PDCA）を確立します。また、各事業の担当課と連携し、総合計画及びまち・ひと・しごと総合戦略と連動しながら、過疎計画掲載事業の進捗状況を、事務事

業評価シートにより検証・評価を毎年行い、施策の達成状況を検証・評価します。

7. 計画期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

8. 公共施設等総合管理計画との整合

(1) 公共施設等の施設総量の適正化

公共施設等のあり方や必要性について、住民ニーズや政策適合性、費用対効果などの面から総合的に評価を行い、適正な施設保有量を実現します。

公共建築物については、必要なサービス水準を確保しつつ、町公共施設再配置計画で定めた「基本方針」や「計画策定5原則」により、施設総量の縮減を図ることとします。

インフラ資産については、住民生活における重要性及び道路、河川、上下水道といった種別ごとの特性を考慮し、中長期的な経営視点に基づく、それぞれの個別施設計画等に則した総量の適正化を図ることとします。

なお、施設の縮減にあたっては、住民サービスの低下を招かないよう、近隣市町村との広域連携、民間施設による補完等を視野に入れ検討します。

(2) 公共施設等の長寿命化の推進

今後も活用していく公共施設等については、定期的な点検・診断を実施し、計画的な維持修繕を徹底し、長寿命化を推進することにより、長期にわたる安心・安全なサービスの提供に努めるとともに、財政負担の軽減と平準化を図ります。

(3) 民間活力の導入

民間企業等の持つノウハウや資金を積極的に導入するなど、施設整備や管理における官民の役割分担の適正化を図り、財政負担の軽減とサービス水準の向上を図ります。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成、公共施設等総合管理計画等の整合

1. 現況と問題点

(1) 定住化促進事業

鰯沢地域の宅地は原資となる土地が不足しているうえ、昨今の経済情勢を背景に所得自体も伸びが無く、住宅需要と買い手側の購買意欲が結びついていないのが現状であります。

このため、過疎地域の住宅用地取得費の補助や、定住奨励金制度を創設し定住者を増やす取り組みを行っております。また、空き家改修費補助事業などを促進しながら、既存の事業に伴って発生する宅地の整備をすすめ、新たな都市環境をかたちづくることで、魅力のある宅地の供給に努めていく必要があります。

そのほか、農林業をはじめとする産業の衰退に伴い、雇用の場を求めて若者の流出が続いており、特に鰯沢地域にこの傾向が強くみられます。このため地域コミュニティが崩壊し、集落機能を失うなど、地域活力の低下を招いています。これによって、耕作放棄地や空き家が増加するなど、山村の原風景が失われていくことは、景観・防災上からも問題があり、対策を講じる必要があります。

(2) 地域間交流

鰯沢地域の活性化や持続的発展にとって、定住人口ばかりでなく「交流人口」を活用

することが重要な位置づけとなっています。

現在、さまざまな分野において地域間交流を進めていますが、その成果が、鯉沢地域の経済・文化・交通、通信機能の拡充や産業の振興、情報・人・物の交流を一層活発なものとする地域間交流の促進につながるよう努める必要があります。特に、地域づくりのためのイベントの開催や地域情報の収集、提供、発信及び都市住民との交流など、ソフト面での対策を積極的に推進するとともに、既存施設の利活用も含め、施設の整備を図る必要があります。

2. その対策

(1) 定住化促進事業

町有住宅の改修を行い、継続的な入居者の確保を図り、人口を増やすために、町が所有している宅地を売却し定住の促進に努めます。

また、中山間地域の住宅用地取得費の補助、定住奨励金制度、空き家改修費補助事業の取り組みを強化し、斡旋を行うなど、住民移入を積極的に支援します。

さらに、インターネットを通して田舎暮らしの情報を発信するなど、田舎の良さをPRする方策を講じます。

(2) 地域間交流

地域の活性化や持続的発展を促すために、住民の優れた発想や創意工夫を取り込み、さまざまな分野で住民主導型の実践活動が展開できるよう体制作りを促進し、行政との一体的な取り組みを図ります。また、観光、農業、商業等の産業の振興を図り、地域間交流を促進します。特に「かじかの湯」「つくたべかん」などの既存施設や新たな交流施設を整備して、その有効活用を積極的に進め、地域間交流に努めます。

3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主 体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、 人材育成	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 移住・定住	中山間地域等における住宅用地 取得費補助事業	富士川町	
		空き家等改修費補助事業	富士川町	
		定住奨励金事業	富士川町	

4. 公共施設等総合管理計画等の整合

本計画では、「富士川町公共施設等総合管理計画」における基本的な考え方にに基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に進めていきます。

3 産業の振興、産業振興促進事項

1. 現況と問題点

(1) 商工業

鯉沢地域の商業は、ほとんどが小売業であり、家族経営の小規模店舗が大半を占めています。地域に点在する小売店や飲食店は、地域住民の生活に大きな役割を果たしてきましたが、人口減少による購買力の低下、不採算、経営者の高齢化、後継者不足により、店舗の閉鎖が相次ぎ、暮らしの利便性が低下しております。今後、地域の暮らしの安全安心を確保する観点から、食料品や日用品を購入できる買物支援施策が必要であります。

工業は、事業所の多くが零細で家族労働に依存しており、生産基盤が弱く、経営は困難な状況に直面しています。

(2) 農業

鰺沢地域の総面積に占める経営耕地面積はわずか0.4%に過ぎず、零細経営規模となっています。また、第2種兼業農家はその大半を占め、農家数は年々減少しています。

過疎地域における農業は、その農地を維持することで洪水の防止、土砂崩壊の防止など国土の保全や水資源かん養の公益的な機能を担っており、都市住民の暮らしにも寄与しています。しかし、農業経営のみでは生計維持が困難なことから、若年層や担い手の流出が進み、耕作放棄地が増加しています。さらに、集落の人口流出は、農道、水路などの共同管理体制の弱体化をもたらし、農業生産活動の停滞が危惧されています。

(3) 林業

鰺沢地域の総面積に占める森林面積の割合は85.0%となっています。豊富な森林資源を有し、多様な木材供給が可能であるにもかかわらず、木材価格の低迷により、林業は衰退し、さらに、林業従事者の減少、不在地主の増加など、森林の荒廃が進んでいます。また、林業の担い手あるいは後継者不足により林業生産額は低下しています。

しかし、森林が持つ水源かん養、自然環境の保全形成、住民の保養の場など、公益的機能が向上する森林の保全に努める必要があります。森林資源の有効活用を図るため、林道などの林業基盤を中心に整備を行うとともに森林資源を活用した若者就労の場、都市との交流の場の確保に努める必要があります。

(4) 観光

鰺沢地域には、大柳川溪谷、大法師公園をはじめとする観光資源が多くあり、これらの地域資源を生かして、多様化する観光ニーズに応えるネットワークを創出することが重要であります。また、地域の特産品や田舎の食文化、豊かな自然と様々な分野の地域資源をつなぎパッケージとして提供することが、観光に活力を与えるとともに地域の活性化につながることから、当該地域の自然環境や食を活用した体験メニューを創出し、体験型観光を推進することが多くの人を呼びかけとなります。

(5) その他

鰺沢地域にある観光資源を活かして多様化する観光ニーズに応えるためには、観光施設の周辺整備が必要となります。しかし、観光資源のある地域では公共交通を利用することが困難であり、大型駐車場の整備に努める必要があります。

2. その対策

(1) 商工業

人口の減少と高齢化の進行、地域中心部における商店街の空洞化など、商業を取り巻く環境は大変厳しいが、国・町の行政・住民サービス拠点施設となるシビックコア地区の整備や商店街と連携した賑わいの場の形成を図り、地域住民の生活の利便性を維持します。

また、地場産業を支える担い手確保対策、地場製品の販売促進とPR事業を展開し、高齢者の生きがいづくり、新たな雇用の創出を生む産業の育成を図ります。特に、豊かな自然資源を生かした、地域の特産品をPRし、ブランドの確立と販路拡大を行います。

(2) 農業

鰺沢地域が持つ公益的な機能を維持し、今後とも農業を継続することが可能となる施策展開が必要であるため、用水路等の基盤整備を実施します。さらに、農業を活用したグリーンツーリズム事業の実施など、農業を通じた住民交流を図ります。

深刻化する鳥獣被害は、農業者の就業意欲を減退させ、荒廃農地の一因となっており、

計画的に駆除等実施します。

(3) 林業

鯉沢地域の大部分を占める森林資源を生かすために産業基盤の整備を推進するとともに、地球温暖化の緩和、水源かん養、土砂災害防止などの公益的機能を高め、適正な森林管理と豊かな森林づくりを推進します。

また、森林を活用したトレッキングなど、地域資源の活用により一層の健康増進を図ります。

(4) 観光

鯉沢地域内の美しい自然などの地域資源を生かしたイベント及び観光ネットワークを構築します。

また、既存の観光施設と魅力ある地域資源の活用を図り公園整備を行い、地域の価値を向上させ、都市間交流の促進など関連する諸施策を連動させることにより観光振興を図ります。

さらに、老朽化した施設の修繕等を行います。

(5) その他

鯉沢地域内の観光スポットをさらに充実したものにするためには、大型バス用の観光駐車場の整備を行い、観光客の増加を図ります。

国出先機関の施設と町立図書館、防災倉庫「富士川地方合同庁舎」を合築させて、防災機能及び利便性の向上を図ります。

また、この施設を活用して、地域の賑わいを創出するためには、官民協働・連携を図る中で、各種イベント・交流事業を行う必要があります。しかし、大型イベントを開催する場合、駐車場が必要になることから、臨時駐車場を整備します。

3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備農業	農地環境整備事業負担金 箱原、柳川地区（農道、水路）	山梨県	
		県単土地改良事業 用排水路整備 L=270m	富士川町	
		県単鳥獣害防除事業 鳥獣害防除柵設置 L=1,200m	富士川町	
	(9) 観光又はレクリエーション	公園長寿命化計画及び修繕事業	富士川町	
		大法師公園整備事業	富士川町	
		大柳川溪谷遊歩道整備事業	富士川町	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	まちづくりイベント展開事業 大法師さくら祭り	富士川町	
		地域づくり推進組織育成事業	富士川町	
	(11) その他	十谷地区大型バス駐車場整備事業	富士川町	
		かじかの湯温泉施設整備事業	富士川町	

4. 産業振興促進事項

(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種については、以下のとおりとする。

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
鰯沢地域	製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等	令和3年4月1日 令和8年3月31日	

4 地域における情報化

1. 現況と問題点

(1) 情報・通信機能の充実

近年における情報通信技術の急速な進展は、社会にさまざまな影響を及ぼし、「情報化社会」の到来は経済活動にも大きく貢献しています。これから、社会生活のあらゆる分野において、情報化が加速されるものと予測されます。

情報化社会の進展は、農村地域に生活していても、都市部と同様の情報を得ることが出来ます。全国的に情報通信基盤の整備が着々と進行していることは事実であり、その利便性は産業経済の分野から家庭生活まで、社会のあらゆる分野に大きな影響を与えています。

こうした基盤整備をすることにより、パソコンやスマートフォンなどの情報機器や情報メディアの普及が進み、地域社会や学校教育における活用をより充実させることができます。

また、行政情報をはじめ、地域住民の生活と深く関係する各種の情報システムについて、民間活力の活用も含め、その構築を進める必要があります。

このほか、行政情報の伝達手段として、防災行政無線があり、災害を未然に防止することを念頭において活用しています。このようななか、平成17年5月19日山梨県東海地震被害想定調査の結果が公表され、鰯沢地域においては、その大半が震度6弱以上の揺れに見舞われることが想定されています。

こうした東海地震の被害を最小限に食い止める「減災」対策として、各種観測情報を的確に住民に伝えることが必要となってきています。

2. その対策

(1) 情報・通信機能の充実

情報通信施設（公衆無線Wi-Fi）等の整備を促進します。住民や地域社会が、情報通信設備の整備により質の高い生活を送れるように努めていきます。

また、情報化の進展に円滑に対応できるよう、学校教育、社会教育などでの、情報化に対応できる教育を推進します。

町民サービスの向上と地域社会の活力ある発展を目指し、行政情報システム開発の推進及び設備の維持に努めます。

そして、行政情報を的確に伝えるために、防災行政無線の更新時において、分割していた町の防災行政無線の一本化を行い、災害の未然防止に努め、災害が発生した場合の被害状況の報告等を迅速にできる体制を整備するとともに、適正かつ効率的な維持管理を図ります。

3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 防災行政用無線施設	防災行政無線整備事業 (鰺沢南区内、山王区画整理地内への 防災行政無線放送設備の設置)	富士川町	
		防災行政無線の統合事業	富士川町	
		光ファイバーケーブル改修事業	富士川町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	防災行政無線システム保守管理事業	富士川町	

5 交通施設の整備、交通手段の確保

1. 現況と問題点

(1) 総合的な交通体系の確立

鰺沢地域の町道は、幅員 4.0m に満たない道路が多く、今後の拡幅整備も困難な個所が多くあります。また、路面の損耗が著しい路線や簡易舗装の路線も多く、老朽化対策も急務となっています。

中山間地域においては、高齢化が進み、高齢者の移動手段としての町の公共交通機関は、地域住民の生活に欠かせないものとなっています。引き続き、住民の交通手段として整備等を進める必要があります。

また、道路、交通機関の整備に関する地域住民の要望は恒常的に高く、改良・舗装に傾注することなく、橋梁の整備、道路側溝の整備等、道路環境の整備も併せて行う必要があります。特に、雨水処理の放流先としての道路側溝の整備は、全域的に要望が高く、生活雑排水の処理と連動して、整備を進める必要があります。

2. その対策

(1) 総合的な交通体系の確立

中部横断自動車道の全線開通など、アクセス道路の整備、道路の新設・改良、道路側溝の整備、歩行者用道路の整備、橋梁の点検調査等を行い、安全安心で利便性の良い道路づくりに努めます。

また、地域住民の交通手段であるデマンドバス増強を図るとともに、コミュニティバス、ホリデーバスの運行、バス利用者駐輪場整備など、乗客サービスと利便性を向上させる必要があります。

そのほか、ガードレール、カーブミラーなどの交通安全設備を整備するとともに、危険個所に対する信号機などの整備を進めます。また、老朽化の著しい施設の更新を進めます。

安全で良好な交通環境を確保するため、地域の特性や交通の実態に即した効果的な規制を実施します。特に、児童・生徒の通学等の安全を確保するため、スクールゾーンの拡充を推進するとともに、高齢者などの利用度の高い施設の周辺地域において、速度制限など、必要な規制を行うシルバーゾーンを設定します。

3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主 体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道路	大法師線 L=800m W=4.0～7.0m 改良舗装	富士川町	
		新道線 L=300m W=5.0m 改良舗装	富士川町	
		箱原8号線 L=250m W=4.0m 改良舗装	富士川町	
		箱原10号線 L=100m W=4.0m 改良舗装	富士川町	
		和平線 L=150m W=5.0m 改良舗装	富士川町	
		鳥屋大塩線 L=400m W=5.0m 改良舗装	富士川町	
		上北梅林線 L=100m W=7.0m 改良舗装	富士川町	
		天戸線 L=500m W=4.0～6.0m 改良舗装	富士川町	
		川辺研石線 L=1,000m W=5.0m 改良舗装	富士川町	
		入町土録線 L=1,000m W=5.0m 改良舗装	富士川町	
		国見平長知沢線 L=1800m W=4.0 改良舗装	富士川町	
		上北5号線 L=100m W=4.0 改良舗装	富士川町	
		鹿島法師倉線 L=30m W=4.8m 改良舗装	富士川町	
		舟筵1号線 L=20m W=5.0m 改良舗装	富士川町	
		緑町新道線 L=200m W=7.0m 改良舗装	富士川町	
		十谷中河原線 L=100m W=4.0m 改良舗装	富士川町	
	橋りょう	橋りょう点検調査・台帳作成 41橋	富士川町	
		橋梁長寿命化に伴う橋梁補修及び耐震化 41橋	富士川町	
	(2)農道	鳥屋地内農道整備事業 L=150m W=3m 改良工事	富士川町	
	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	デマンドバス交通運営事業 (システム導入、電話オペレーター育成)	富士川町	
		ホリデーバス運行業務委託事業	富士川町	
		コミュニティバス運行事業	富士川町	
		鰯沢営業所周辺駐輪場設置工事	富士川町	
	(10)その他	富士川地方合同庁舎第2駐車場整備事業 (建物解体、舗装整備)	富士川町	

6 生活環境の整備

1. 現況と問題点

(1) 飲用水の安定供給

鰍沢地域の水道は、町営の簡易水道施設と営農飲雑用水施設が整備され、町営水道への加入率は令和2年度末100%（行政区域内人口3,098人・実給水人口3,098人）に達しています。

このうち、給水人口2,454人の本町地区簡易水道は、昭和43年4月に給水を開始し、水源の改良等を加えて業務を行ってきましたが、長年、濁りやカルシウムなどによる硬度問題に悩まされてきました。また、住宅開発や人口増加などによる新たな水需要が高まったこともあり、平成14年度に水源を新たにし、硬度除去装置や監視システムを備えた大法師配水場を建設し、本町地区に安全で低硬度の安定した水の供給を開始しました。

さらに、合併後には、上水道との経営統合に向け、老朽管布設替え工事及び設備更新工事などを進めてきました。

こうしたことから、平成27年4月より鰍沢北区・鰍沢南区の駅前通山王地区を上水道へ経営統合し、7月からは鰍沢北区に安定した水の供給を開始し、平成29年4月より鰍沢中区全域及び鰍沢南区（一部を除く）を、上水道へ経営統合しました。また、老朽化した送水管及び施設等の更新及び耐震化などを図ることにより、安全で安定した水の供給に努めるとともに、独立採算性を基本とする健全な財政運営に努めます。

(2) 下水道の整備

近年、生活水準の向上、生活様式の多様化に伴い、生活排水による河川の汚染が深刻な問題となっています。特に、本町地区の河川はこの傾向が顕著であり、地域住民から下水道施設の必要性が強く訴えられてきました。

山梨県では、河川などの公共用水域について、指定された環境基準を達成、維持するため、昭和49年度に策定に着手した「富士川流域別下水道整備総合計画」のなかで、釜無川流域下水道を位置づけました。これに伴い、昭和52年10月、釜無川流域下水道建設促進同盟会が発足、旧鰍沢町もこれに参加し、上位計画に整合した下水道整備計画を進めてきました。

旧鰍沢町では、町の関連公共下水道の計画処理区域面積を87haと設定して、平成3年度から工事に着手、平成7年度から一部の地域を供用開始しました。

こうしたことから、令和2年度末で普及率89.5%、水洗化率93.7%で、公営住宅の一部を除いて概ね完了し、良好な生活環境の形成に寄与しています。また、管渠整備及び供用開始から既に20年以上経過していることから、維持管理も重要であります。

今後は、下水道未普及地域の解消及び下水道施設の維持管理及び耐震対策を進め、更なる公共用水域の水質改善及び生活環境の改善を図る必要があります。

(3) ごみ処理事業の拡充

鰍沢地域のごみは、富士川町の委託業者である、ふじかわ協業組合が収集・運搬及び一時保管し、可燃ごみや不燃ごみについては、中巨摩地区広域事務組合清掃センターで処理しています。金物類と紙類については、民間業者と契約を結び、買い取りもしくは無償で引き取りをしてもらっております。

収集については、可燃ごみが週2回、金物類が月2回、電池・蛍光灯・燃えないごみが月1回（12月のみ2回）で、ステーション方式となっています。

紙類、ビン類、缶類、廃食油、ペットボトル、プラスチック製容器包装類の資源ごみについては、リサイクルステーションを31か所に60基設置し、24時間いつでも排出できる状況になっており、随時収集し、リサイクルステーションのない地域では、ペットボトルが月1回、無色・茶色・その他の色のびんがそれぞれ年7～8回、ステーション方

式で収集しているほか、ダンボール・紙類とプラスチック製容器包装類・廃食油は月1回拠点収集しています。今後は、リサイクルステーション未設置地域にリサイクルステーションを設置することにより、住民の生活の向上に努めていきます。

このほか、衣服・くつ・カバンのリサイクルステーションを1か所に2基設置して回収するなど、収集品目の拡大に努めております。

事業系のごみについては、事業所がその責任において富士川町の一般廃棄物処理業等許可事業者と収集・運搬の契約を結ぶなどしているところですが、まだ十分徹底されていません。

また、山梨西部広域環境組合が令和13年の開始に向け11市町村で合意がなされております。

こうしたことから、さらなるごみの排出量の減少に、地域住民・事業所・町の三位一体でゴミの減量化に取り組む必要があると考えております。

(4) し尿処理事業の拡充

鰍沢地域のし尿処理は、鰍沢北区、鰍沢中区、鰍沢南区（一部を除く）では公共下水道が整備されているため、釜無川流域下水道で処理しています。中部区の箱原地区においては、農業集落排水施設で処理しています。

下水道未接続世帯や鰍沢南区の一部、箱原地区を除く中部区、五開区は、浄化槽での処理となっています。汲み取りや浄化槽の汚泥については、富士川町の一般廃棄物処理業等許可事業者が収集し、三郡衛生組合に運搬しています。

全域において水洗化が進んでいる状況ではありますが、依然として汲み取り世帯があります。また、浄化槽を設置している世帯においても、適正な維持管理ができていない設置者も見受けられます。

(5) 住生活の向上

鰍沢地域の住宅は、量的にはほぼ充足されているものの、住宅の規模や居住性等の質的な観点からは、満足できる状態に至っていない状況であります。

公営住宅は、390戸（県営116戸・町営194戸・町有80戸）で、このうち町営住宅の多くは老朽化が進み、また居住スペースも狭隘なため、建替え、用途廃止及び統合建替などの住環境整備が強く望まれています。このため、平成15年度には全戸バリアフリー化された近代的な町営第4団地を建設し、増大する住宅需要の解消に向け新たに供用を開始しました。

宅地は、原資となる土地が不足しているため、地価はやや高い傾向を示しており、特に市街地域において著しく、地域住民の根強い持家志向や核家族化の進展などを背景として、宅地の需要は増えるものと予測されます。

このため、民間資本による宅地開発などを促進しながら、宅地の創出など、宅地分譲事業を中核とした諸事業の展開により、宅地の確保、供給に努め、地域住民の定住化と地域外からの住民の移入を図る必要があります。

また、山間集落に多く点在する空き家や廃屋は、定住化の促進や防災、景観上からも対策を講じる必要があります。

さらに、地域住民の行政需要は、住宅のみならず、住宅を取り巻く周辺環境整備にも及んでおり、今後は、良好な住宅・宅地供給の促進に努めながら、居住水準の質的向上と住環境の整備を一体的に進めていくこととしております。

(6) 自然災害対策の充実

地勢・地質・気象条件の厳しい鰍沢地域は、旧来から富士川の氾濫による洪水をはじめ、山地崩壊などの自然災害に悩まされています。

鰍沢地域を貫流する主要河川は、富士川をはじめ、戸川、畔沢川、南川、東川、小柳川、大柳川など、14の1級河川があり、このうち富士川は、その源を山梨・長野県境の

鋸岳付近に発し、甲府盆地のあらゆる水を集め、駿河湾に注いでいます。

このほか、戸川、南川等の天井川が周囲に存在する当該地区は、富士川の氾濫による災害のほか、これらの河川からの土石流の流入や東川内水の溢水など、多様な危険性に恒常的にさらされてきました。しかし、甲西道路の建設に伴う東川内水排除施設（60t/m×2基）の機能アップにより、内水による浸水対策が一步前進しました。

また、地盤が軟弱であることを主因とする土砂崩落、路肩決壊等の被害により、一部の集落では生活道路の寸断となっており、地域住民の不安を拡大している状況です。このため、道路の整備と連動して、治山事業を推進することが課題となっています。

地形が急峻で地盤が軟弱な鰍沢地域は、災害を回避するためのさまざまな地域指定が行われています。

これらの指定地域は、その機能を保全するための施策を実施するとともに、治山・治水など、関連事業の積極的な導入を図る必要があります。加えて、宅地開発など、開発行為による機能の低下にも留意し、監視を継続、強化しなければならない状況であります。

水害とともに懸念されるのが地震災害です。鰍沢地域の地質は、その大部分が新第三紀層の下部御坂層部で、わずかに洪積層、沖積層が見られ、地盤は軟弱で、地震に対しては非常に弱い地盤構造となっています。

西部は、糸魚川静岡構造線に含まれ、東部は甲府構造線が南北に走り、地質構造線の活動に伴い、甚大な被害が予想されます。

このほか、豪雨などで山が深部の地盤から崩落する大規模な土砂災害・深層崩壊が発生する恐れもあり、水害、地震、豪雨などによる災害を未然に防止する対策も急務とされています。

『地域防災計画』に基づき、住民の防災意識を喚起し、地域ぐるみの防災体制の強化を図る必要があります。

(7) 消防力の充実

鰍沢地域は、山林、林野等が面積の90%近くを占め、地形が急峻なこともあって、林野火災による被害は一度発生すれば大規模なものとなる危険性が高く、その未然防止は重要な課題であります。

こうした火災に備える消防体制の確立も急務となっており、鰍沢地域の消防体制は、常備消防組織と非常備消防組織から成り、常備組織である峡南広域行政組合消防本部は、さらに北部、中部の二分署に区分され、消防活動はもとより、救急活動も行っています。

非常備消防組織は、町単独の組織で、鰍沢地域は3つの分団から構成されていますが、消火活動をはじめ、防火活動など、年間出動回数は相当な数となっています。しかし、近郊への就労者が多く、昼間は地域に不在となる団員が多いほか、過疎間地域では女性や高齢者に消火活動を委ねなければならないのが現実であり、初期消火活動が困難な一面もあります。

また、若年層の地域外流出、地域外での就労活動などによって、消防団員の高齢化を招いており、十分な消防活動を遂行する観点から、団員の確保は重要な課題となっています。こうした中、時代や各地域の実情に沿った体制への転換を図り各分団部の統合を進める中で、詰所や消防車両の定期的な更新を行います。

2. その対策

(1) 飲用水の安定供給

ア 取・送水施設等の整備

耐用年数の超過した送水管および水源の取水機器などを更新するとともに、老朽化の著しい配水管の耐震化、量水器の更新、浄水方法の変更、消火栓の新設等を実施し、安定した配給水体制の確立を図ります。

イ 水質監視体制の強化

町営水道の管理の一元化を基本に、定期巡回点検の充実、各種水質検査の徹底に努めるほか、配水池等の定期的な清掃を行います。

ウ 経営の安定化

料金の改定を進めるとともに、事務の効率化を進めます。

エ 水の有効利用

漏水調査の実施、老朽化した配給水管の更新、精度の高い検針システムの導入等により、有収水率の向上に努めるとともに、広報を駆使した節水の啓発活動を展開します。

オ 水源の確保及び安定した水の供給

良質で安定的な水を供給するため、水源の確保に努めます。また、安定した水の供給が可能となるよう、施設の改修を進めます。

(2) 下水道の整備

計画区域内における耐震対策が必要な管路施設の耐震化工事を行い、快適な生活環境の形成、河川の水質の向上を図ります。また、地域住民の下水道に関する理解を深め、事業の趣旨等を浸透させて、接続率の向上及び管路施設の耐震対策に努めます。

(3) ごみ処理事業の拡充

リサイクルステーション設置を推進するとともに、地域の環境衛生委員長を中心とした資源ごみ、特に回収率の低いミックスペーパーの分別徹底を図ります。

また、出前講座や環境イベントの開催など環境教育の場を設け、ごみ減量化に対する地域住民の意識を高めるようにします。また、事業所には、その責務について指導します。

(4) し尿処理事業の拡充

下水道供用区域は、全世帯下水道接続に向けて指導を徹底していきます。供用区域外の地域については、浄化槽設置整備事業補助金などにより、汲み取りや単独浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを促進します。

また、設置者と一般廃棄物処理業等許可事業者に対して、法定検査、保守点検、清掃の周知徹底を図るとともにその実施について指導します。

(5) 住生活の向上

ア 公営住宅の整備

町営住宅は9団地、194戸、町有住宅は1団地80戸を管理していますが、その内124戸は、昭和30年代から昭和40年代に建設したものであり、老朽化が著しい状況であります。

下水道事業の促進や住宅の長寿命化などを踏まえ、富士川町公営住宅長寿命化計画を策定し、老朽化の著しい住宅は、計画的に建替え・維持・用途廃止および統合建替えを進め、若年層の定住促進、高齢者の居住などに配慮した町営住宅整備に努めます。

なお、県営住宅も老朽化が進み、住民ニーズに応じられる住環境とはいえない箇所も見受けられるため、今後、建替えなど更新について、県に要請をしていく必要があります。

イ 宅地の供給

宅地分譲事業を展開し、民間事業者による宅地の供給、中山間集落に点在する空き家は、仲介・斡旋を行うなど、都市住民の移入を積極的に支援します。

ウ 地籍調査事業

土地の基礎調査である地籍調査を実施し地籍図、地籍簿を作成して土地の適正で効率的な管理を図ります。

エ 危険空き家の解体

危険空き家の解体を実施する者に補助金を交付し、適切な管理が行われていない空き家の解体を推進することで生活環境の保全を図ります。

(6) 自然災害対策の充実

ア 自然災害対策については、予防治山、復旧治山等の事業を実施するほか、大規模治山、一般治山事業、地すべり・急傾斜地崩壊対策事業は、国、県に実施を要請します。

また、治水事業は人家への災害発生が予想される主要河川の整備を優先するとともに、併せて中小河川の整備を図ります。また、国、県の管理する河川は、その事業促進を要請します。

イ 防災のまちづくり推進については、災害危険地区の設定、建物の耐震化指導、検討など、防災に視点を据えたまちづくりを推進するとともに、新たな防災情報システムの構築を行い、孤立する恐れのある過疎地域への災害応急復旧体制を整えます。

また、大規模地震対策については、『地域防災計画』に基づき、地震災害応急対策及び応急復旧体制の強化を図ります。また、地震防災の知識の普及、建物の耐震化推進、建築協定による建築・指導の強化等、地震に強い町づくりを地域住民と行政が一体となって推進します。

さらに、防災備蓄倉庫の整備を進め、資機材の充実、食糧・飲料水の確保を図り、情報伝達網の整備、防災施設等の整備、避難、救助体制の確立、災害応急復旧体制の確立に努め、自主防災組織の強化を推進していきます。

(7) 消防力の充実

予防査察の強化、自主防火体制の強化、防火管理体制の強化を図り、火災の未然防止に努めます。

また、峡南広域行政組合消防本部職員の資質の向上をはじめ、消防車両・機器の更新など、常備消防体制の強化を促進します。

公設消火栓の改良・増設、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、水路の整備、消防ポンプ自動車・小型動力ポンプ積載車の整備、更新、資機材の増強を図ります。

そして、既存の消防団組織の適正化と教育訓練の充実を図るとともに、活動の拠点施設である消防詰所の整備をはじめ、防災備蓄倉庫や小型動力ポンプなどの整備を進めます。

地域における災害時要援護者の安全を確保するため、自主防災組織の活動を促進し、救出・救助の確立に努めます。

3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	簡易水道事業 老朽管改修 φ75～150 L=10,000m	富士川町	
		簡易水道事業 既設設備の更新	富士川町	

	(2) 下水処理施設 公共下水道	下水道事業 管路耐震化対策	富士川町	
	(5) 消防施設	耐震性貯水槽整備事業 40 t 耐震性貯水槽	富士川町	
		飲用水兼用貯水槽整備事業 100 t 耐震性貯水槽, 本町、 中部、五開各 1 基	富士川町	
		消防ポンプ車導入事業 1 台	富士川町	
		防災備蓄倉庫整備事業 S 構造 1 棟 50 m ²	富士川町	
		消防団詰所建設事業 (設計・建設費・施工管理費)	富士川町	
		消防団詰所解体事業	富士川町	
	(7) 過疎地域持 続的発展特別事 業 防災・防犯	土砂災害等ハザードマップ作成業務 委託 本町、中部、五開地区	富士川町	
		危険空き家解体補助事業	富士川町	
	(8) その他	地籍調査事業	富士川町	
		中部保育所解体事業	富士川町	
		清掃事業費 中巨摩地区広域事務組合負担金	富士川町	
		清掃事業費 一般廃棄物収集運搬委託	富士川町	
		清掃事業費 山梨西部区域環境衛生負担金	富士川町	
		し尿処理事業 三郡衛生組合負担金	富士川町	

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1. 現況と問題点

(1) 児童母子福祉の充実

鯉沢地域における定住人口の減少は出生率の低下へと連鎖し、児童数の減少に伴い、中山間地の小学校は閉校をいたしました。

現在の児童を取り巻く環境は、地域の生活水準の向上、核家族化の進行、女性の社会進出の増加等を背景に、家庭や近隣社会が持つ児童の育成機能の低下、有害な情報・娯楽の氾濫、身近な遊びの機会と場の減少など、悪化する傾向にあります。

子どもの遊び場の確保は、これまで土地利用対策面からも重要な課題となっており、今後、行政が主体となって優先的に取り組む必要があります。

また、鯉沢地域に保育所が 1 施設(第 5 保育所)あり、通常保育のほか、延長保育(保

育時間：午前7時30分～8時30分、午後4時30分～午後6時30分)、3歳未満児保育などを実施しています。今後は、働く女性が増加する状況下で、さらに保育時間の延長や3歳未満時保育などの需要が増加するものと考えられ、これに対処するため、保育士の保育研修の実施、保育内容の充実、保育施設の整備などに努める必要があります。

母子・父子家庭に対しては、生活相談や指導、経済の援助など、それぞれの生活実態に即した援護活動を充実するとともに、各家庭の自助、自立活動を促す必要があります。

高齢社会の到来を控え、将来の地域社会の担い手である児童たちの健全育成を図ることは、社会全体における命題であり、児童福祉は重要な課題であります。

これらの基本的な考えを踏まえ、家庭・地域社会における児童の育成、児童育成環境の整備、育成活動の推進、児童保育・養護の充実、子ども医療の充実、母子・父子家庭への援護の強化に努め、総合的な児童福祉施策を展開する必要があります。

(2) 高齢者福祉の充実

近年における平均寿命の延伸は著しく、高齢社会の到来は全国的な傾向となっておりますが、鯉沢地域においては、移行する速度が全国平均を上回っています。65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合は、昭和60年国勢調査時に17.9%でありましたが、平成27年調査時には、34.6%と急速に高齢化が進行しています。この傾向は、特に山間地域において顕著であり、その影響は高齢者福祉の分野だけにとどまらず、学校教育や集落運営にも波及しています。

一方で高齢者の医療費の増大が進み、国民健康保険や後期高齢者医療、介護保険制度の財政運営にも影響が懸念される状況にあります。

今後、寝たきり、認知症及び一人暮らしなど、介護を必要とする高齢者の増加が見込まれますが、反面では医療技術や食生活の改善などによって、健康で就労活動を強く望む高齢者も増加していくものと見られます。

これら的高齢者の多くは、地域社会の一員としての意識のもとに、家族や近隣社会の人々の愛情と思いやりの心に支えられながら、生きがいのある生活を送ることを望み、行政での対応も「量から質」への転換が求められています。

しかし、高齢者を取り巻く環境は、家庭の扶養機能や地域社会の福祉機能の低下や価値観の多様化に伴う世代間の断絶など、高齢者には暮らしにくい生活環境となっております。氾濫する情報、目まぐるしく変化を見せる生活様式など、ますます厳しさを加えています。さらに高齢社会への移行が進むとともに、日常生活そのものに対する不安の増大、健康管理などが深刻な課題としてクローズアップされるものと考えられます。

これら課題を解決していくためには、行政と住民が一体化し、地域社会全体での取り組みが必要となりますが、地域の現状を見ると、近隣社会での対応をはじめ、連携に欠けた活動にとどまっている傾向が強くなっています。

今後、高齢者が「健康で生きがいのある生活を送れる地域社会づくり」を目標として、高齢者自身の自立意識の高揚を図り、高齢者の能力を十分発揮、活躍できるような社会環境づくりを促進するとともに、生活支援体制整備、認知症対策、地域包括ケアシステムの構築、各種介護サービスの充実など、地域の実情に応じた諸施策の総合的な展開に努める必要があります。

(3) 地域福祉の推進

高齢社会の進展等に伴い、これからは寝たきりや認知症、障害など、福祉に関する行政需要は急速に高まるものと予測され、その内容も量から質へと転換する傾向が強まるものと考えられます。

これからの福祉活動は、行政機関及び社会福祉協議会の取り組みだけではなく、地域社会のすべての人々が、地域福祉活動に参画することが重要です。地域福祉を自らが身近な問題として受け止め、各種の地域福祉活動に自主的に参加、協力していく姿勢が望まれます。

しかし、地域社会の現状をみると、都市的機能の進展や核家族化の進行、女性の社会進出の増加等により、旧来、家庭や地域社会が担ってきた相互扶助機能の低下や地域連帯感の希薄化がうかがわれ、これらが相乗して、地域福祉活動に影響を及ぼしていることが考えられます。

鯉沢地域の地域福祉活動は、社会福祉協議会を中心として、活動を展開しており、その実践活動の中心はボランティア活動の推進です。現在、社会福祉協議会に登録済みのボランティアは、2団体・4グループ（町全体）であり、施設慰問などを行っていますが、高齢化により活動を推進するための組織体制や地域における人材の確保などが困難となっている状況にあり、地域ボランティアの育成も大きな課題となっています。

今後、地域住民と行政等が一体となって、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らすことのできる地域福祉社会を築いていくため、福祉への正しい理解、認識を深めながら、地域福祉サービスの向上とそのネットワークづくり、地域福祉を支える基盤となるボランティア・組織の育成、活用などにより、積極的に取り組む必要があります。

(4) 障害児者福祉の充実

心身に障害を持つ人々は、社会的・経済的に大きなハンディキャップを背負っており、これらの人々が社会活動に容易に参加し、豊かな生活が送れるよう、行政はもとより、地域社会全体としての対応が重要であります。

障害の予防は、不測の事故は不可抗力であります。障害の原因となる疾病は、特にその予防、早期発見・治療が重要であるため、すべてのライフサイクルにおける健康づくりや保健・医療の充実を図る必要があります。

軽度の障害児者のもとより、障害児者の中には、その障害を克服し、社会で活躍している人々も数多く、反面、日常生活にも支障を来し、さまざまな事情により、家庭や地域社会で十分な援護を受けられない人々も少なくありません。

地域社会のなかで、障害児者が安心して豊かな生活が送れるよう、地域住民の理解と認識を深めながら、コミュニティを礎とした温かい思いやりのある地域環境を築いていくとともに、現在、実施されている各種障害児者福祉サービスの拡充を図るほか、医療費の助成、各種手当の拡充等生活の安定に努める必要があります。

今後、公共施設は、その整備計画に、障害児者・高齢者などのニーズに応じた改善、建設を盛り込むとともに、歩道、交通安全施設の整備など、生活環境施設の整備に積極的に取り組む必要があります。

このほか、障害児者の心身の健康を増進し、交流と連携の機会として、障害児者と親の会（たんぼぼの会）への支援や社会福祉協議会主催の障害者福祉会等による、障害者スポーツ・レクリエーション活動が行われています。

また、ひきこもり当事者と家族への支援として、専門職員の相談や社会参加支援により、できるだけ早い段階での関りを行っていく事業を展開していきます。

(5) 社会保障の充実

昨今、地域住民の生活水準は全般的に向上してはいるものの、種々の事情により生活の安定が損なわれているケースも少なくありません。

しかし、高齢社会の進展をはじめ、障害児者の増加、核家族化の進行と扶養意識の低下、離婚・疾病等を起因として、今後は増加に転ずることも予測されるため、要保護児者及び世帯等の早期把握と適正な指導などが必要であります。

国民健康保険は、社会保険の適用を受けられない農業従事者や商工業者、退職者等を対象として、その相互扶助と生活の安定を図る目的で創設された医療保険です。

鯉沢地域における被保険者数は、人口の減少とともに減少しています。保険給付は、一般被保険者に対する医療費の7割給付をはじめ、出産育児一時金等の支給を実施しています。

一方、国民健康保険の財政状況は、保険税の見直しなどにより収支の均衡を保ってい

ますが、今後、医療費の増加も見込まれることから、財源の確保が重要となります。

平成30年度から都道府県が市町村とともに国民健康保険の運営を担い、財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業運営において中心的な役割を担うことにより、国民健康保険制度の安定化を図ることとされました。

今後は、医療費適正化のさらなる推進や、保険税水準の統一について検討を進めていくこととされています。

国民年金については、加入対象者が常に流動的であり、適用漏れの解消に努力することが必要となっています。

また、社会保障制度の改善、充実を促進することにより、すべての地域住民が健康で文化的な生活を安心して送れるよう、制度の積極的な活用と適正な運用に努めることが重要となっています。

2. その対策

(1) 児童母子福祉の充実

児童の健全な育成を図るための施策を総合的・計画的に推進するため、子ども・子育て支援事業計画（『ふじかわ子ども・子育てプラン』）を策定し、育成活動を推進しています。

また、保育内容の充実や保育施設の環境を進めるとともに、保育所・家庭・地域社会の有機的連携に努めます。

そのほか、相談・指導事業の充実や各種助成制度の充実により生活の安定を図るとともに、組織の育成、生きがい活動の展開を進めます。

共働き家庭の増加及び核家族化の進行に伴い、放課後児童健全育成事業（学童保育）の受け入れ年齢を拡充し、児童育成の充実を図ります。

既存施設のスペース拡大、遊具の増設を主眼として、公園、広場などの施設の充実を図ります。

子どもが健やかに育てられる環境を確保するため、子ども医療費の窓口無料化を引き続き実施します。

(2) 高齢者福祉の充実

疾病の早期発見・早期治療を図るため、各種検診や成人期からの生活習慣病予防活動を強化するとともに体力づくり運動を展開します。また、一貫性のある指導強化を図るため、個人健康管理データの整備を推進します。

また、保健師、訪問看護、ケアマネジャー、ホームヘルパー、ボランティアなどの連携を保った訪問活動、介護サービスの充実を図り、介護負担を軽減するため、通所・入所施設との連携に努めます。

独居高齢者、高齢者世帯及び要介護高齢者等が、生きがいのある生活を維持でき、健康寿命の延伸が図れるよう、社会福祉協議会と連携し、ボランティアの育成・活用や介護予防サービス等の地域生活支援サービスを拡充します。

また、就労活動の促進、娯楽・教養活動などの機会の充実とともに、高齢者団体の組織育成、強化に努め、生きがいのある地域社会の形成を目指します。

高齢者ふれあいセンターや公民館などの各種施設を活用して、いきいき筋力教室や100歳体操等の介護予防事業を展開する等、地域生活支援の充実を図ります。

(3) 地域福祉の推進

広範、多岐に及ぶ地域福祉を総合的、計画的に行うため、長期の事業実施計画（マスタープラン）を策定するとともに、福祉を必要とする人々の最も身近な生活基盤である隣近所において、十分な福祉活動が展開できるよう、支援基盤を確立します。

また、社会福祉協議会を中心とした各種福祉団体の育成、強化をはじめ、生活支援サービスの体制整備として、地域に不足するサービスの開発や、サービスの担い手養成と

その活動する場の確保等のコーディネートを行う「生活支援コーディネーター」を確保・育成し、サービス提供主体の連携の体制づくりなどに取り組み、生活支援サービスの充実に努めます。

生活支援サービスを提供する事業者、ボランティア、NPO、社会福祉法人などでの情報共有、連携強化の場である協議体を設置し、多様な関係主体のネットワークを構築します。協議体では、生活支援コーディネーターを中心に、地域特性をふまえたサービスについて地域の方々と話し合い、協働・連携を図りながら生活支援サービスの構築と担い手の養成を図ります。

(4) 障害児者福祉の充実

発達障害などの早期発見と早期療育の推進を図るため、各種乳幼児健診の充実と専門職のスキルアップに努めます。また、『ふじかわ障害児・障害者プラン』に基づき、事業の推進、進捗管理、評価を行います。さらに障がい福祉サービス事業所のネットワーク連携を構築し、社会参加、就労支援についての体制強化に努めます。

(5) 社会保障の充実

低所得者福祉の充実について、要保護階層を早期に把握し、適正な指導、援助に努めるとともに、制度の効果的運用とその積極的な利用指導を行い、地域における社会福祉活動を促進します。

また、加入の促進、保険給付の充実を図るとともに、財政の健全化に努めます。

3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主 体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者等 の保険及び福 祉の向上及び 増進	(8) 過疎地域持続 的発展特別事業 児童福祉	学童保育事業 (留守家庭の学童の健全育成)	富士川町	
		母子健康づくり事業 (乳児医療の助成、健診、母親・育児 学級、予防接種等)	富士川町	
	健康づくり	いきいき筋力教室等介護予防事業 (筋力教室等と交流の場づくりによ る介護予防)	富士川町	
	(9) その他	配食サービス事業 (老人世帯への食事サービス)	富士川町	

8 医療の確保

1. 現況と問題点

(1) 医療と地域福祉の推進

鰯沢地域は、高齢社会への移行が全国、県レベルを上回っており、さらに寝たきりや認知症などの増加が見込まれており、保健・医療対策と地域福祉対策の連携が一層必要になってきています。

疾病構造は、悪性新生物、脳血管疾患、心疾患等全国的な死因別死亡者数と同様な順位となっており、生活習慣病は食生活や生活環境の変化等により増加し、しかも若年化の傾向を示しています。

このため、健康教育、保健指導等の推進を図るとともに、健康診査の充実、医療機関、

健康機関等との連携による対策がさらに必要となっています。

また、次代を担う子どもたちは、体力の低下を指摘されており、豊かな心と丈夫な体を併せ持つ健康な子どもを育むためには、家庭教育と学校教育との連携や指導方針の統一が必要であります。

さらに、幼い命を育み、豊かな感受性を与える成長期の母子保健医療は、健康づくりの出発点であり、大変重要なことであるため、各種母子保健対策を展開していますが、きめ細かい対策が必要であります。

このほか、医学の進歩、生活環境の向上などにより法定伝染病の発生は減少しているものの、増加傾向にある精神保健および感染症への取り組みも必要であります。

医療体制は、鰺沢地域には総合的な病院が2施設あるほか、歯科医院がありますが、内科、整形外科、眼科、皮膚科、泌尿器科、耳鼻咽喉科等がありません。

デマンドバス等公共交通機関で受診できる状況にありますが、過疎地域においては、最寄りの医療機関までの距離が遠く、災害時には孤立化も懸念されるため、緊急患者の搬送や災害への迅速な対応のためのヘリポートの適切な維持管理も必要となります。

今後、地域住民が生涯を通して健康を保持、増進できるよう、関係機関と連携して健康づくりから疾病の予防、早期発見・治療、リハビリに至るまで、総合的で計画的な保健・医療体制の確立に努める必要があります。

2. その対策

(1) 医療と地域福祉の推進

ア 推進体制の充実

保健対策の推進母体である「健康づくり推進協議会」での『健康増進計画』の進行管理と評価をふまえた事業実施や、地域の健康レベルを向上するため、愛育会、食生活改善推進委員会などの組織育成の強化を推進します。

また、健康づくりの担い手として、保健師の確保及びスキルアップを政策的に進め、地域で活動する各種専門職（社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援員、管理栄養士、訪問看護師、ケアマネジャー、理学療法士等）の活動の連携・強化を図り、より専門的なサービスが効率的に提供できるよう官民一体となった保健福祉体制の整備を進めます。

イ 健康づくり運動の展開

『山梨県健やか山梨21（県健康増進計画）』や町の『健康増進計画』『健康長寿ふじかわプラン（高齢者福祉計画・介護保険事業計画）』、『ふじかわ障害児・障害者プラン2021』などに基づき総合的計画的な地域住民の健康づくりを推進するため、計画の進行管理及び評価見直しを毎年行いながら、積極的な施策を展開します。

ウ 予防対策の推進

健康教育・健康相談の開催、広報誌、CATVやホームページ等によるPRにより、地域住民の健康に関する情報提供を行い、健康意識の高揚と知識の普及を図り、予防接種や各種健診の受診勧奨、「健康増進計画」に基づく事業を確実に実施するなど、必要な施策を総合的に展開します。

エ 健康管理システムの整備

健康診査、医療、介護保険などに関する個人データを集積した健康管理システムを図ります。

オ 生活習慣病の予防

小中学生を対象とした健康教育や働き盛りの成人を対象とした健康相談や教室、健康診査、がん検診などの拡充を図ります。

カ 母子保健活動の充実

中学校での思春期体験教室や母親（両親）学級、妊婦健康相談を通して、妊婦・出産に関する知識の普及活動の推進に努めます。

また、母子栄養指導の強化、育児に関する知識の普及や相談、各種健診を充実するほか、小児の特殊疾患の早期発見、早期治療の指導・強化に努めます。

このほか、母子保健推進の地区活動組織の育成・指導、愛育会を中核とするボランティア活動の支援に努めます。

キ 口腔衛生の推進

口腔衛生に関する知識の普及を図るとともに、重点的に家庭や保育所、学校などと連携して、幼児、児童、生徒を対象とした歯周病予防対策を推進します。

ク 関係機関との連携

近隣自治体、保健所、町内医院、病院等関係機関との連携により、医師の確保をはじめとした地域医療体制の確立に努めて行きます。

ケ 献血活動の推進

献血活動の拡充を図るため、献血意識の高揚に努めます。

コ ドクターヘリ離着陸場の維持

ドクターヘリ・防災ヘリの活用による緊急患者の搬送や災害対応の体制確保のため、山間地への離着陸場の維持管理に努めます。

3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 民間病院	保健衛生事業 (休日夜間急患診療体制整備補助)	富士川町	
	自治体病院	峡南医療センター企業団事業 (運営負担金)	富士川町	
	(4) その他	いきいき健康づくり事業 (健康教育・健康相談・健診・検診等 がん検診含む)	富士川町	
		結核予防事業 (結核健診)	富士川町	
		肝がん検診事業 (肝がん検診)	富士川町	

9 教育の振興

1. 現況と問題点

(1) 幼児教育の充実

昭和38年、五開へき地保育所の設置を皮切りに、昭和40年に鯉沢保育所、49年に中部保育所をそれぞれ開設して、幼児保育に取り組んできました。

しかし過疎化の波は容赦がなく、中部・五開地区は園児数の減少率が高く、平成16年

度に五開へき地保育所を閉園し、さらに平成 19 年度に中部保育所を休園とし、鯉沢保育所（現：第 5 保育所）に統合し、保育事業を行っています。

施設整備は、平成 21 年度に鯉沢保育所の大規模改修を行い、施設の耐震化を図ってきました。また、保育所では、延長保育（午前 7 時 30 分～8 時 30 分、午後 4 時 30 分～午後 6 時 30 分）、3 歳未満児保育を実施していますが、共働き世帯の一般化、核家族化の進展等に伴い、幼児保育・教育の場は、ますます家庭から保育所へ依存する傾向が強まるものと予測されます。

一方では、少子化や町外の枠を越えた保育所の自由な選択など、保育所の過当競争の時代を迎え、住民の関心は親の勤務地などの理由と同時に保育内容や保育環境等、質的な面に向いています。このため、保育内容の充実に向けて職員研修などの充実が強く望まれています。

(2) 学校教育の充実

昭和 30 年 4 月、町村合併による新鯉沢町発足当時は、小学校 3 校(分校 1 校)、中学校 2 校でしたが、昭和 56 年五開小学校十谷分校の廃校と五開中学校及び鯉沢中学校の統廃合を行い、さらに、平成 22 年 3 月五開小学校、平成 26 年 3 月鯉沢中部小学校を閉校し、現在、鯉沢地域は小学校 1 校、中学校 1 校となっています。

さらに、中学校においては、多様な人間関係を築きながら切磋琢磨し、協調性や社会性を育む機会が確保できる教育環境を整えるため、新たな中学校開校に向けて準備を進めています。

また、計画的な施設整備を行ってきましたが、町内の学校施設は、40 年以上が経過しており、今後は老朽化による施設の維持管理等に多額の費用を要することが考えられます。また、児童・生徒の数は激減しており、本来、集団のなかで養われる豊かな感性を育てるといった適正規模による教育目的とその効果を失いつつあります。こうしたなかで、時代は国際化しつつあり、さらに時代の進歩は新しい分野のさまざまな知識を要求しています。

こうした状況に対し、適切な新しい教育にも対処しなければならないと同時に、教育本来の目的である人格の陶冶を目指し、心の豊かさや多様な知識を受け入れることができるしなやかさを育てる努力をしなければなりません。

また、時代の変化に対して、柔軟に対応出来る教育内容や指導方法の充実も求められています。

(3) 社会教育の充実

社会教育への関心は、生涯教育への必要性を訴える声と相まって施設の充実が望まれていることから、町立図書館整備に対する要望は高く、施設の整備を推進する必要があります。

生涯学習の基礎ともなる、読書活動を推進していくため、計画的に蔵書数を増やしていく必要があります。

なお、多くの女性が社会で働く現在、女性の社会参加も積極的に支援し配慮する必要があります。特に若い主婦層の地域活動への積極的な参加が期待されるところであります。

社会体育の施設はソフトボール場 1 面、硬式テニス場 2 面、弓道場 1 棟、町民プール 2 か所、富士川河川敷を利用した「富士川ふれあいスポーツ公園(ソフトボール場、テニスコート 4 面、ゲートボール場 4 面)」があり充実しています。また、鯉沢小中学校屋内運動場の学校施設の社会体育への開放利用も進んでいます。

社会体育施設、学校開放施設ともに充足しているように思われますが、質的に問題があり、さらに、住民が利用できる社会体育施設の整備が必要となっています。

その他の施設は、地域コミュニティ活動の拠点となる地区公民館が不足、老朽化しているため、今後、順次整備が必要となっています。

2. その対策

(1) 幼児教育の充実

乳幼児期の子どもたちとその親を対象に健やか育児学級（母親対象）の継続、乳児・育児相談事業の拡充を図ります。

また、幼児期の教育を充実するため、専門的な知識を持つ指導員の養成、多様化する保育需要に対応するため、保育士研修の強化、乳児保育の拡充、延長保育、障害者保育など、一貫性のある幼児教育が行われるよう、家庭、保育所、学校、地域の連携強化に努めます。

(2) 学校教育の充実

ア 教育環境の整備の推進

国際化時代の到来による外国人英語講師による教育、コンピュータによる情報処理の基礎実習、自然観察、ボランティア活動などの体験学習の機会拡充に努めています。

また、新たな中学校開校後の鯉沢中学校施設の有効活用を図ります。

そして、やすらぎと潤いのある教育環境づくりとして、緑化推進を進め、通学路、スクールバスなどの整備を図るとともに、きめ細かな指導による教育環境の改善を図ります。

さらに、児童生徒に対する食育教育の重要性に鑑み、食物アレルギー対策や地場産物の活用を推進し、より安全安心で充実させた学校給食の提供について、保護者等と連携をしながら環境整備を図ります。

イ 学校施設における長寿命化計画の策定

令和元年度に策定した長寿命化計画に沿って整備を実施することにより学校施設に求められる機能・性能を確保し、中長期的な維持管理・更新に係るトータルコストの縮減や予算の標準化を図ります。

(3) 社会教育の充実

ア 生涯学習推進体制の整備

啓発運動の展開、学習機会の確保、教育施設の地域開放などにより生涯学習活動の促進を図るため、生涯学習推進体制の整備を進めます。

イ 施設などの活用

文化活動、コミュニティ活動、社会教育活動の拠点として、既存の「かじかざわ児童センター」や「富士川町民会館」などを有効に活用します。

ウ 町民スポーツの推進

体力づくり運動の展開、スポーツ教室の拡充、スポーツ施設の整備など、だれもがスポーツに親しむ環境づくりなどを積極的に推進し、スポーツ推進委員の活動強化、ボランティアによる指導の展開を併せて実施します。また、総合型スポーツクラブ「かじまるスポーツクラブ」の活動を支援します。

エ 女性の社会参加の促進

富士川町男女共同参画推進プランの推進により、男女平等に向けて意識啓発を進めるとともに、各種委員会、審議会等への女性の登用などを積極的に図ります。

オ 交流の輪の推進

私立学校法人の研修施設、各種福祉施設、民間団体・企業の研修施設などの誘致・導入を促進し、交流活動の拡大に努めます。

カ 社会教育・社会体育施設における長寿命化計画の策定

個別施設毎の長寿命化計画を策定し長寿命化計画に沿った整備を実施することにより社会教育・社会体育施設に求められる機能・性能を確保し、中長期的な維持管理・更新に係るトータルコストの縮減や予算の標準化を図ります。

3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育 関連施設 その他	タブレット及び電子黒板整備事業	富士川町	
		鰺沢小学校校舎・体育館解体事業	富士川町	
		鰺沢中学校校舎改修事業	富士川町	
		鰺沢小中学校用地取得事業	富士川町	
	(3) 集会施設 体育施設等 体育施設	都市公園整備事業 富士川いきいきスポーツ公園 照明設備、トイレ、駐車場、園路、広場等 A=50,000m ²	富士川町	整備済み施設 陸上競技場 サッカー場 管理棟
	図書館	図書館整備事業 RC、910 m ²	富士川町	
		図書購入	富士川町	
		図書館システム業務委託	富士川町	
	(4) 過疎地域 持続的発展 特別事業	外国語指導助手派遣業務委託	富士川町	
		スクールバス運行业務委託	富士川町	
		学校給食減免事業	富士川町	
		学校給食センター調理・配送業務委託	富士川町	
		社会教育・社会体育施設の長寿命化計画策定事業	富士川町	

10 集落の整備

1. 現況と問題点

(1) 定住環境の充実

鯉沢地域の人口の推移は、少子高齢化の進行に加え、地域住民の居住形態の多様化が進んでいます。

また、人口減少に歯止めをかけるための施策として、若者が定住できる環境整備のため、増加している空き地や空き家の有効活用を進めて、若年層の永住を軸とした人口増加対策が必要となっています。

さらに、地域コミュニティの場として活用するための空き家、空き地の情報を共有するとともに、危険空き家の増加を防止し魅力ある居住環境の整備を行うことが求められます。

このほか、町営住宅は、多くが老朽化しているため、計画定期的な改修等が必要となります

2. その対策

(1) 定住環境の充実

人口対策には若者の定住が必要不可欠なことから、若い世代が住みやすい環境整備を行うため、各種奨励金の活用促進、土地利用計画に基づいた民間分譲宅地開発や増加する空き家を活用した定住対策を推進し、地域内はもとより、地域外からの定住を促進するなど、人口増加策に取り組みます。

3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主 体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落 再編整備	町有住宅の改修 2棟 80戸	富士川町	
		町営住宅・町有住宅解体事業	富士川町	

11 地域文化の振興等

1. 現況と問題点

(1) 文化を育む

鯉沢地域では、文化協会に所属するグループは多く、活動は盛んに行なわれておりますが、活動拠点となる施設が不足していることや、若い世代の参加が少なく高齢化が進み、新たなリーダーが育っていないなどの問題も多くあります。

また、行政による指導者層充実のための研修活動や町主催の文化イベントのメニューを充実するなど、質を高め、地域の文化を検証しつつ新しい文化を創造するためのまちづくりが求められています。当面の課題としては、図書館の整備などと併せたなかで、生涯教育を推進し、幅広く文化を醸成していくための中心となるべき施設の整備が急務となっています。

特に富士川舟運に係る資料や山車など多くの文化遺産が、時の流れとともに老朽化してきていることから、その修復、保存について早急に取り組む必要があります。

また、町指定無形文化財の十谷三番伎などの伝統芸能の、後継者が途絶えていることから、その継承についての取り組みが必要であります。

こうしたことから、今後、住民と行政が一体化して文化資産の保全、継承に努めてい

く必要があります。

加えて、国際交流を含めた地域外交活動を積極的に進め、異文化とふれあう機会を創出することが必要となっています。

2. その対策

(1) 文化を育む

ア 文化意識の高揚

文化の郷づくり運動を展開し、各種広報媒体等の活用により、文化意識の高揚を図ります。

山車や禹の瀬など町の歴史資産を活用し、民間・行政が行う事業に関する情報などの提供、学校教育・社会教育・家庭教育の連携による文化意識の浸透などを実施するとともに、推進体制の整備として文化協会、各種文化団体の育成強化を図り、指導者の育成、確保を進めます。

また、芸術・文化活動を強化するため芸術・文化イベントの開催（文化講演会、文化発表会、芸術鑑賞など）、文化講座の定期的な開催を推進します。

イ 文化交流の推進

文化交流の推進、異分野の個人、団体の相互交流を図ります。

ウ 文化資産の保護・継承

文化財の愛護思想の高揚とその活用を推進し、文化財めぐりの実施、映像による記録・紹介、啓発刊行物の発行など、文化財の保存管理、防災、修理、修復、案内板の設置など、無形文化財の保護・継承（十谷三番叟、鯉沢ばやし、郷土芸能等無形文化財の保護・伝承活動として、後継者の確保、保存団体への助成など、特に学校教育の場における継承活動の展開）を行います。

また、ふるさと応援宣言を行なっている落語「かじかざわ」を活用して文化遺産の保護・伝承を官民一体となって行います。

エ 文化施設の整備

文化の郷づくり運動の拠点となる図書館整備など社会教育施設や舟運資料館を含む歴史文化施設を整備し、歴史資産の収集、活性化イベントの開催、地場産業の実演即売、地域間交流イベントの開催など、文化事業、地場産業などを有機的に結合し、地域の活性化に努めます。

3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施設区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業 主 体	備考
10 地域文化の振 興等	(1) 地域文化振興 施設	歴史文化施設整備事業	富士川町	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	山車巡行まつり	富士川町	

12 再生可能エネルギーの利用の推進

1. 現況と問題点

(1) 太陽光発電施設

現在、本町の再生可能エネルギー事業は主に太陽光発電設備で、小学校や保育所など町内数カ所の公共施設に設置しています。また、新築住宅の屋根へ太陽光発電設備を設置する住民に対し、住宅用太陽光発電システム設置費を補助しています。近年、耕作放棄地や山間地などの私有地に太陽光発電設備を設置する住民や民間業者が増えているが、山間地での施設設置に伴う森林伐採や景観の阻害など自然環境への影響が課題となっています。

(2) 小水力発電施設

鰍沢地域の中山間地域には水路が多く、小水力発電設備を設置できる可能性ある地域であります。

しかし、水路に年間をとおして安定した水量の確保ができるか確認が必要となります。

2. その対策

(1) 太陽光発電施設

地球温暖化対策の観点から、今後建設予定のある公共施設には太陽光発電設備を設置していき、新築住宅への住宅用太陽光発電システム設置費の補助も継続して行います。

また、私有地への太陽光発電設備の設置については、町の景観条例を基に、近隣の住環境及び自然環境への影響についての指導に努めます。

(2) 小水力発電施設

小水力発電施設の設置できる水量の確保できる水路の調査等を行い、自然環境及び地域住民へ配慮して推進してまいります。

3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主 体	備考
11 再生可能エネルギー利用の促進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	住宅用太陽光発電システム設置事業	富士川町	

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

1. 現況と問題点

(1) 新たなコミュニティづくり

地域住民の最も身近な生活の場である近隣社会（コミュニティ）は、時代の喧噪のなかで失われつつある人間性を回復し、地域住民の参加と相互のふれあいのある、豊かで住みよい地域づくりを進める基盤であります。

人と人との連携の希薄化は、高度経済成長期の副産物として、特に都市化が進行する地域で深刻な課題となっています。都市のスプロール化の進行や戦争を体験しない、いわゆる新世代層の台頭などにより、地方においても顕著な傾向となっています。

鰍沢地域には、コミュニティの中核である行政区をはじめ、生活上の人と人との交流の場を中心として、多種多様なコミュニティ組織がありますが、各組織間の連絡、調整の欠如、コミュニティリーダーの不足など、さまざまな問題を抱えています。

加えて、地域住民の意識は、新たなコミュニティ活動の導入、青年・女性層等の意向を活かす活動はもとより、老若一体となるべき地域自体のコンセンサスが図られていない傾向にあります。

まちの発展と活性化を促す観点からも、青年・女性層などの意見、考えを受け入れ、新たな試みも積極的に導入する意欲ある姿勢が望まれます。

また、山間地域には、過疎化に悩む地域の現状を打破しようとする若者中心のコミュニティ集団がいくつか芽生えていますが、行政においても組織の規模を問わず、質の高い活動を目指す集団、組織の基盤づくりなど、コミュニティ組織の育成を支援する必要があります。

これらの活動を助長、進展させるためのコミュニティ施設（公民館、集会場、スポーツ施設など）は、量的にはほぼ充足されつつありますが、質的な整備水準は未だ低い段階であります。

特に、新たなコミュニティの形成とともに、地域住民の文化活動の拠点となるべき施設の整備が渴望されています。

また、地区公民館も老朽化が進行している施設が多く、順次、整備が必要となっています。

さらに、既存コミュニティ施設の利用体系を見直し、地域の実情、要望に沿った活用を進めることも必要であります。

このようなコミュニティ活動を基盤として、地域住民と行政とが一体となってまちづくりを推進することが、まちづくりの究極の姿勢であり、このための気運を高め、まちづくりに地域住民の創意とエネルギーを結集させることを目的とする「まちづくりイベント」を継続していきます。

(2) 住民参加によるまちづくり

活力あるまちづくりを進めるための基本は、住民と行政の一体化であり、まちづくりに住民の創意・アイデアとエネルギーを結集することにあります。

このため、行政情報の公開制度を確立して行政に対する理解を深め、住民と行政の信頼関係を一層高めるとともに、まちづくりの現状や課題等について、住民と行政とが共通の認識を持つよう、住民との対話、各種計画の策定や事業実施への参加など、可能な限り多様な住民参加の機会を確保する必要があります。

住民意識の高揚と自覚は、まちづくりのエネルギー源であり、古い慣習にとらわれることなく、自由な発想と意見を述べ合う環境づくりを推進しなければなりません。

コミュニティ活動の活性化は「まちづくり」の起爆剤となるものであり、独創性豊かで行動的なコミュニティリーダーに主導された地域社会はまちづくりの理想的なあり方です。

住民参加の拡充は、参加する機会を多様化し、参加をより実効のあるものとしていくため、きめ細かい住民との意見交換の機会の確保や、新たな住民参加方式の構築、政策形成過程への町民参加の推進などに、一層の創意、工夫を凝らすとともに、住民の意向や多様化する行政へのニーズを的確に把握するため、広聴機能の拡充に努める必要があります。

また、行政各部門による住民参加の取り組みを総合的に調整し、体系化するための仕組みづくりや職員の一体感の醸成など、住民参加に対応した行政組織体制を整備する必要があります。

このような住民参加の取り組みを不断に積み重ね、住民の自治意識の高揚を図り、行政と住民が連帯して、活力あるまちづくりを推進していくこととします。

(3) その他地域の持続的発展に関し必要な事業

鯉沢地域では少子高齢化が進み、若年層の都市部への人口流出も続いているため、地域の人口減少に歯止めがかからない状況にあります。地域の自立を促進させるためには、

自主性・主体性を活かした取り組みが必要となっており、住民一人ひとりが豊かな心で生活できるよう様々な取り組みを行う必要があります。また、拡大する行政需要に対応するため、必要となる種々の事業を効率的に実施することも求められています。

2. その対策

(1) 新たなコミュニティづくり

地域住民の意識改革、啓発活動等の推進等により、地域住民の連帯感の醸成に努めます。

また、活動基盤を強化するため、組織の育成に向けた支援を充実させ、生活の安全を確保する活動、生活環境の美観清潔を維持する活動、新生活運動等、各種コミュニティ活動を促進します。

老朽化が進む地区公民館の整備を進めるとともに、既存施設の地域での活用など、施設の有効利用を図り、地域住民と地域出身者の交流の場として開催した、ふるさと夏まつり、大柳川もみじ祭り、文化の香り高いまちづくりを目指し進めている文化講演会は、いずれも好評であり地域の活力を生むイベントとして可能な限り継続します。

(2) 住民参加によるまちづくり

地域住民と行政とを結ぶ最も有効な広報手段としての町広報の充実をはじめ、情報提供機能の充実に努めるとともに、住民の意向を的確に把握し、町政に反映させるため、多様な広聴機会の拡充に努めます。

各種施策の立案から管理運営に至るまでの幅広い分野、段階での多様な住民参加の機会づくりに努めます。

(3) その他地域の持続的発展に関し必要な事業

ア 過疎地域持続的発展基金の創設

過疎地域持続的発展基金を創設し、地域の自立や活性化に資する事業の財源に充てます。

イ 地域力の強化

地域の自主性、主体性を尊重する中で、行政に頼ることなく地域の特性を活かした町づくりを進めるため、地域の創造力を強化させるとともに、住民の自立性を促進するために、交付金事業を創設し地域の財源の確保を図ります。

3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主 体	備考
12 その他地域の持続的 発展に関し必要な事 項		過疎地域持続的発展基金	富士川町	
		地域力創造交付金事業	富士川町	

事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域 間交流の促進、人材 育成	過疎地域持続的発展特 別事業 移住・定住	中山間地域等における住宅用地 取得費補助事業	富士川町	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
		空き家等改修費補助事業	富士川町	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
		定住奨励金事業	富士川町	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
2 産業の振興	過疎地域持続的発展特 別事業 その他	まちづくりイベント展開事業 大法師さくら祭り	富士川町	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
		地域づくり推進組織育成事業	富士川町	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
3 地域における情報 化	過疎地域持続的発展特 別事業 その他	防災行政無線システム保守管理 事業	富士川町	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	過疎地域持続的発展特 別事業 公共交通	デマンド交通運営事業 システム導入、電話オペレータ ー育成	富士川町	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
		ホリデーバス運行业務委託事業	富士川町	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
		コミュニティバス運行业務	富士川町	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
5 生活環境の整備	過疎地域持続的発展特 別事業 防災・防犯	土砂災害等ハザードマップ作成 業務委託 本町、中部、五開地 区	富士川町	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
		危険空き家解体補助事業	富士川町	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
6 子育て環境の確 保、高齢者等の保健 及び福祉の向上及 び増進	過疎地域持続的発展特 別事業 児童福祉	学童保育事業 (留守家庭の学童の健全育成事 業)	富士川町	当該施策の 効果は将来 に及ぶ
		母子健康づくり事業 (乳児医療の助成、健診、母親・ 育児学級、予防接種等)	富士川町	当該施策の 効果は将来 に及ぶ

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	過疎地域持続的発展特別事業 健康づくり	いきいき筋力教室等介護予防事業 (筋力教室等と交流の場づくりによる介護予防事業)	富士川町	当該施策の効果は将来に及ぶ
7 医療の確保	過疎地域持続的発展特別事業 病院	保健衛生事業 休日夜間急患診療体制整備補助	富士川町	当該施策の効果は将来に及ぶ
		峡南医療センター企業団事業 運営負担金	富士川町	当該施策の効果は将来に及ぶ
8 教育の振興	過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	外国語指導助手派遣業務委託	富士川町	当該施策の効果は将来に及ぶ
		スクールバス運行業務委託	富士川町	当該施策の効果は将来に及ぶ
		学校給食減免事業	富士川町	当該施策の効果は将来に及ぶ
		学校給食センター調理・配送業務委託	富士川町	当該施策の効果は将来に及ぶ
	生涯学習・スポーツ	社会教育・社会体育施設の長寿 命化計画策定事業	富士川町	当該施策の効果は将来に及ぶ
10 地域文化の振興 等	過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	山車巡行まつり	富士川町	当該施策の効果は将来に及ぶ
12 その他地域の持 続的発展に関し必 要な事項		過疎地域持続的発展基金	富士川町	当該施策の効果は将来に及ぶ
		地域力創造交付金事業	富士川町	当該施策の効果は将来に及ぶ